

宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

令和4年4月1日
福祉保健部障がい福祉課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、予算で定めるところにより、障害福祉サービス施設・事業所等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表「3 補助事業者」欄のいずれかに該当する者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金申請書（計画書）（別記様式第1-1号）に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（別記様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事に提出した書類の変更をしようとするときは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更申請書(計画書)(別記様式第1-1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更計画書(施設・事業所別個表)(別記様式第1-2号)
- (2) 変更収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(別記様式第3-1号)に次の書類を添えて、補助金の交付決定のあった年度の1月末日までにしなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(施設・事業所別個表)(別記様式第3-2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(書類の提出部数等)

第11条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度(令和3年度からの繰越分)の予算に係る宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助事業者（注1）	4 交付率	5 補助額	6 補助率
(1) 福祉・介護職員処遇改善支援事業	令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行うために必要な費用（注2）。	居宅介護	3.6%	「一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（注3）」に「3 補助事業者」欄に定める補助事業者ごとに「4 交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）。	10/10以内
		重度訪問介護	3.6%		
		同行援護	3.6%		
		行動援護	3.6%		
		重度障害者等包括支援	3.6%		
		生活介護	1.1%		
		施設入所支援	2.6%		
		短期入所	2.6%		
		療養介護	2.6%		
		自立訓練（機能訓練）	1.7%		
		自立訓練（生活訓練）	1.7%		
		就労移行支援	1.3%		
		就労継続支援A型	1.3%		
		就労継続支援B型	1.3%		
		共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%		
		共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%		
		共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%		
		児童発達支援	1.9%		
		医療型児童発達支援	1.9%		
		放課後等デイサービス	1.9%		
居宅訪問型児童発達支援	1.9%				
保育所等訪問支援	1.9%				
福祉型障害児入所施設	3.5%				
医療型障害児入所施設	3.5%				

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

(注1)

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）を指す。
- 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(注2)

- 施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

(注3)

- 施設・事業所における基本報酬に各種加算減算を加えた報酬総額をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。